

【医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算】 に係る掲示について

当院はオンライン資格確認において以下の体制整備を行っております

- オンライン請求を行っております
- オンライン資格確認を行う体制を有しています
- 薬剤情報・特定健診情報などその他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います
- 医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります
- マイナンバーカードの保険証利用について、お声がけ、ポスター掲示を行っております
- 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中となります(令和7年9月30日までの経過措置)

これにより厚生労働省の定めに基づき、下記の通り診療報酬点数を算定いたします

【医療情報取得加算】

初めて来院される方・初診の方

健康保険証提示	—	3点
マイナ保険証提示	情報取得の同意なし	3点
マイナ保険証提示	情報取得の同意あり	1点

再診の方

健康保険証提示	—	2点
マイナ保険証提示	情報取得の同意なし	2点
マイナ保険証提示	情報取得の同意あり	1点

【医療 DX 推進体制整備加算】

初めて来院される方・初診の方(月1回)

※加算1(11点) 加算2(10点) 加算3(8点) 月ごとに変動いたします

正確な情報を取得・活用し、質の高い医療を提供するために、マイナンバーカードの保険証利用によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします